

令和4年2月20日執行  
城里町議会議員一般選挙

公営関係書類 様式 記載例集

城里町選挙管理委員会

# 契約届出書

(候補者 ⇒ 選管)

※選挙管理委員会へ提出してください。

選挙運動用自動車使用契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和4年 2月 15日

城里町選挙管理委員会委員会 様

令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙  
候補者氏名 城里 太郎 ㊞

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容
		選挙運動用自動車本体のみの契約金額を記載する。 ※スピーカー、看板等の費用を含めない。 ※自動車本体と放送設備など付属設備の料金がパックになっている場合は、 <b>自動車本体と付属設備の契約金額が明示された契約</b> を締結すること。

2 契約書の契約年月日を記載する。

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	R4. ●. ●	株式会社●●レンタカー ●町●●番地 代表取締役社長 ●● ●●	R4. ●. ●～ R4. ●. ●	●●円	
運転手の雇用	R4. ●. ●	●町●●番地 代表取締役社長 ●● ●●	R4. ●. ●～ R4. ●. ●	●●円	
燃料代	R4. ●. ●	株式会社●●石油 ●町●●番地 代表取締役社長 ●● ●●	水戸●●●● わ●●●●●●	●●円	単価 ▲円

- 備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

令和4年 2月 15日

城里町選挙管理委員会委員会 様

令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙  
候補者氏名 城里 太郎 ㊟

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たり単価	
R4. ●. ●	株式会社●●印刷 ●町●●番地 代表取締役社長 ●● ●●	●●枚	●●円	▲円	

備考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

請求できるのは、選挙運動用ビラの作成費用のみ。  
その他の費用と混同しないこと。

契約書の契約年月日を記載する。

町議：最大1,600枚

様式第3号（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

令和4年 2月 15日

城里町選挙管理委員会委員会 様

令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙  
候補者氏名 城里 太郎 ㊟

契約書の契約年月日を記載する。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たり単価	
R4. ●. ●	株式会社●●印刷 ●町●●番地 代表取締役社長 ●● ●●	●●枚	●●円	▲円	
	契約書の契約枚数を記載する。				

備考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

請求できるのは、選挙運動用ポスターの作成費用のみ。  
その他の費用と混同しないこと。

# 確認申請書

(候補者 ⇒ 選管)

※選挙管理委員会へ提出してください。

様式第4号（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の選挙運動用自動車の燃料代につき、城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和4年 2月 15日

城里町選挙管理委員会委員会 様

令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙  
候補者氏名 城里 太郎 印

選挙運動用自動車のナンバーを記載する。		記	契約書の契約年月日を記載する。	
1	契約年月日	令和4年 ●月 ●日		
2	契約の相手方	(1) 氏名又は名称	株式会社●●石油	
		(2) 住所	●町●●番地	
		(3) 法人の場合は代表者の氏名	代表取締役社長 ●● ●●	
3	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	水戸●●●わ●●●●		
4	確認申請金額	限度額 7,560円×5日間=37,800円	●●, ●●●円	
区分		購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額	
前回までの累積金額 (a)		0円	0円	
今回の購入金額 (b)		●●, ●●●円	●●, ●●●円	
燃料代計 (a) + (b)		●●, ●●●円	●●, ●●●円	
備考	購入金額の内、公費負担を受ける金額を記載する。			

- 備考 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに候補者から城里町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ビラの作成枚数につき、城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和4年 2月 15日

城里町選挙管理委員会委員会 様

令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙  
候補者氏名 城里 太郎 ㊟

記

契約書の契約年月日を記載する。

1	契約年月日	令和4年 ●月 ●日	
2	契約の相手方	(1) 氏名又は名称	株式会社●●印刷
		(2) 住所	●町●●番地
		(3) 法人の場合は代表者の氏名	代表取締役社長 ●● ●●
3	確認申請枚数	●●● 枚	町議 最大1,600枚
	区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
	今回の枚数 (b)	枚	枚
	枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備考		購入金額の内、公費負担を受ける枚数を記載する。	

- 備考 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに候補者から城里町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。



選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ポスターの作成枚数につき、城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和4年 2月 15日

城里町選挙管理委員会委員会 様

令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙  
候補者氏名 城里 太郎 印

記

1 契約年月日	令和4年 ●月 ●日	
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称	株式会社●●印刷
	(2) 住所	●町●●番地
	(3) 法人の場合は代表者の氏名	代表取締役社長 ●● ●●
3 確認申請枚数	●●●枚	町議 最大113枚
区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0枚	0枚
今回の枚数 (b)	●●●枚	●●●枚
枚数計 (a) + (b)	●●●枚	●●●枚
備考	購入金額の内、公費負担を受ける枚数を記載する。	

- 備考 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに候補者から城里町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

# 確認書

(選管 ⇒ 候補者 ⇒ 契約業者等 ⇒ 選管)

※契約業者等が請求書に添付する書類です。

確認番号

選挙運動用自動車燃料代確認書

城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、下記の選挙運動用自動車の燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和4年 2月 15日

城里町選挙管理委員会

記

- 1 令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 城里 太郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 水戸●●●わ●●●●
- 4 確認金額 ●●, ●●● 円

- 備考
- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
  - 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）及び給油伝票とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
  - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、城里町に公費の支払を請求することはできません。

確認番号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、下記の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和4年 2月 15日

城里町選挙管理委員会

記

- 1 令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 城里 太郎
- 3 確認枚数 ●, ●●● 枚

備考 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。  
2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。  
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、城里町に公費の支払を請求することはできません。

確認番号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、下記の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和4年 2月 15日

城里町選挙管理委員会

記

- 1 令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 城里 太郎
- 3 確認枚数 ●●● 枚

備考 1 この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。  
2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。  
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、城里町に公費の支払を請求することはできません。

# 証明書

(候補者 ⇒ 契約業者等 ⇒ 選管)

※自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成終了後、  
候補者が作成して契約業者等に提出する書類です。

※契約業者等が請求の際に、請求書に添付する書類です。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和4年 2月 15日

令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙  
候補者氏名 城里 太郎 ⑧

1と2 いずれか該当する方を○で囲んでください。

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等	氏名又は名称	株式会社●●レンタカー		
	住所	●町●●番地		
	法人の場合は代表者の氏名	代表取締役社長 ●● ●●		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
小型自動車 水戸●●●●わ●●●●	令和4年2月●日	●●, ●●●●円		
選挙運動用自動車として実際に使用した日付を記載してください。		選挙運動用自動車本体のみの借用金額（税込）を記載してください。		

- 備考
- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
  - 運送事業者等が城里町に公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
  - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は城里町に公費の支払を請求することはできません。
  - 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
    - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
    - (1) 以外の場合 15,800円
  - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
  - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
  - 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、城里町に公費の支払を請求することはできません。

必ず給油伝票の写しを添付して、  
契約業者等に提出してください。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和4年 2月 15日

令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙  
候補者氏名 城里 太郎 ㊞

記

燃料供給業者	氏名又は名称	株式会社●●石油		
様式第7号（選挙運動用自動車燃料代確認書）に記載されている選挙運動用自動車のナンバーを記載してください。				
選挙運動用自動車に給油した日付ごとに記載してください。		代表者の氏名	代表取締役社長 ●● ●●	
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和4年2月●日	水戸●●●わ●●●●	●●l	●, ●●●●円	
左欄に記載した選挙運動用自動車に給油した給油量とその金額（税込）を記載してください。				
※事務連絡用の自動車に給油した分は、含まないでください。				

- 備考
- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに作成し、給油伝票の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
  - 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
  - 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
  - 4 燃料供給業者が城里町に公費の支払を請求するときは、この証明書、選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
  - 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、城里町に公費の支払を請求することはできません。
  - 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。



【参考】

公費負担請求に必要な給油伝票の例

【例1】

納品書			
〇〇 〇〇 様		株式会社〇〇石油 〒000-0000 〇町〇〇番地 Tel. 0000-00-0000	
選挙運動用自動車のナンバー が記載されていることが必要		日付	登録番号
給油年月日		R 4 . 2 . ●	水戸 000 わ 0000
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	30 ㍓	130 円	3,900 円
契約単価		供給金額	

【例2】

納品書	
給油年月日	令和 4 年 2 月 ● 日
売上	
〇〇 〇〇 様	
登録番号	
・水戸 000 わ 0000	選挙運動用自動車のナンバー が記載されていることが必要。
レギュラーガソリン	
30 ㍓	
@130 ￥3,900	
契約単価	計 ￥3,900
株式会社〇〇石油	供給金額
〒000-0000	
〇町〇〇番地	
Tel. 0000-00-0000	

給油伝票に記載された燃料供給  
年月日・供給量・供給金額を、  
日付ごとに使用証明書に転記。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

令和4年 2月 15日

令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙  
候補者氏名 城里 太郎 ㊞

記

運 転 手	氏 名	城里 次郎	
	住 所	●町●●番地	
雇 用 年 月 日		報 酬 の 額	備 考
令和4年2月●日		●●, ●●●円	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事させた日付、報酬の額を日ごとに記載してください。                 </div>			

- 備考
- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに作成し、候補者から運転手に提出してください。
  - 2 運転手が城里町に公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
  - 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、城里町に公費の支払を請求することはできません。
  - 4 公費負担の限度額は、運転手1人につき1日を通じて12,500円までです。
  - 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
  - 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、城里町に公費の支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和4年 2月 15日

令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙  
候補者氏名 城里 太郎 ㊞

記

ビラ作成業者	氏名又は名称	株式会社●●印刷
	住所	●町●●番地
	法人の場合は代表者の氏名	代表取締役社長 ●● ●●
作成枚数	●, ●●● 枚	
作成金額	●●, ●●● 円	
備考		

実際に作成した選挙運動用ビラの枚数、金額（税込）を記載してください。

- 備考 1 この証明書は、作成の実績に  
成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が城里町に公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、城里町に公費の支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数の上限及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数の上限
- ア 町議会議員の選挙の場合 1,600枚
- イ 町長の選挙の場合 5,000枚
- (2) 限度額
- 7円51銭（単価）×作成枚数＝限度額

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和4年 2月 15日

令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙  
候補者氏名 城里 太郎 ㊞

記

ポスター作成業者	氏名又は名称	株式会社●●印刷
	住所	●町●●番地
	法人の場合は代表者の氏名	代表取締役社長 ●● ●●
作成	実際に作成した選挙運動用ポスターの枚数、金額	
作成	(税込)を記載してください。	
当該選挙におけるポスター掲示場数	102 箇所	

- 備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が城里町に公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、城里町に公費の支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数の上限及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数の上限  
当該選挙（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数
- (2) 限度額  

$$\frac{310,500\text{円} + 525\text{円} \times 6\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots \cdots 1\text{円未満の端数は切}$$
 単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

上限枚数 113枚

# 請求書

(契約業者等 ⇒ 選管)

※選挙管理委員会へ提出してください。

請求書は、3月7日（月）までに提出してください。

選挙運動用自動車使用費用請求書

城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和4年 2月 ●日

城里町長 様

忘れずに、代表者の印を押印してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ●町●●番地 株式会社●●レンタカー 代表取締役社長 ●●●●●●

印

記

- 1 請求金額 ￥ ●●●●, ●●●●
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 城里 太郎
- 5 金融機関名、口座番号及び口座名

請求内訳書の金額と一致しているか確認してください。また、手書きの場合は、金額の頭に「¥」を付けてください。

正確に記載してください。

金融機関名	●●●●●	本・支店名	●●●●●
預金種別	●●	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	●(か) ●●レンタカー 株式会社●●レンタカー 代表取締役社長 ●●●●●●		
口座名	株式会社●●レンタカー 代表取締役社長 ●●●●●●		

- 備考
- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
  - 候補者が供託物を没収された場合には、城里町に公費の支払を請求することはできません。
  - 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

【提出書類】

- ・レンタカーの場合  
様式第13号、請求内訳書（別紙1）、自動車使用証明書（自動車）
- ・レンタカー以外の場合  
様式第13号、請求内訳書（別紙2）、自動車使用証明書（自動車）  
※別紙2は、車借上用(1)、燃料用(2)、運転手用(3)の3種類があるので、契約内容に応じて使用してください。

請求内訳書  
(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 城里 太郎

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和4年2月15日	40,000円	64,500円	40,000円	
令和4年2月16日	40,000円	64,500円	40,000円	
令和4年2月17日	40,000円	64,500円	40,000円	
令和4年2月18日	40,000円	64,500円	40,000円	
令和4年2月19日	40,000円	64,500円	40,000円	
計	運送金額(ア)か基準限度額(イ)のいずれか少ない方の金額を記載してください。		200,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求者 株式会社●●レンタカー

請求内訳書  
 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

1日ごとに記載してください。

候補者氏名 城里 太郎

(1) 自動車の借入

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和4年2月15日	12,000円	15,800円	12,000円	
令和4年2月16日	12,000円	15,800円	12,000円	
令和4年2月17日	12,000円	15,800円	12,000円	
令和4年2月18日	12,000円	15,800円	12,000円	
令和4年2月19日	12,000円	15,800円	12,000円	
計	借入れ金額(ア)か基準限度額(イ)のいずれか少ない方の金額を記載してください。		60,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求者 ●● ●●



請求内訳書  
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 城里 太郎

1日ごとに記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和4年2月15日	水戸●●●● わ●●●●●	130円 × 50ℓ = 6,500円	/	/	
令和4年2月16日	水戸●●●● わ●●●●●	130円 × 30ℓ = 3,900円			
令和4年2月17日	水戸●●●● わ●●●●●	130円 × 20ℓ = 2,600円			
令和4年2月18日	水戸●●●● わ●●●●●	130円 × 50ℓ = 6,500円			
令和4年2月19日	水戸●●●● わ●●●●●	130円 × 40ℓ = 5,200円			
計		24,700円			37,800円

- 備考 1 「基準限度額」計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」計欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「販売金額(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

販売金額(ア)か基準限度額(イ)の合計額のいずれか少ない方の金額を記載してください。

請求者 ●●●● \_\_\_\_\_

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事した日付を記載してください。

候補者氏名 城里 太郎

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和4年2月15日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和4年2月16日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和4年2月17日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和4年2月18日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和4年2月19日	10,000円	12,500円	10,000円	
計	50,000円	62,500円	50,000円	

1日ごとの報酬額を記載してください。

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

報酬(ア)か基準限度額(イ)のいずれか少ない方の金額を記載してください。

請求者 ●●●●

選挙運動用ビラ作成費用請求書

城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和4年 2月 ●日

城里町長 様

忘れずに、代表者の印  
を押印してください。

氏名又は名称及び住所 ●町●●番地  
並びに法人にあつては 株式会社●●印刷  
その代表者の氏名 代表者取締役社長 ●●●●

印

記

- 1 請求金額 ￥ ●●●, ●●● 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 城里 太郎
- 5 金融機関名、口座番号及び口座名

請求内訳書の金額と一致しているか確認してください。  
また、手書きの場合は、金額の頭に「¥」を付けてください。

正確に記載してください。

金融機関名	●●●●	本 支店名	●●●●
預金種別	●●	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	●(か) ●●インサツ ダイヨウシマリヤ ●● ●●		
口座名	株式会社●●印刷 代表取締役社長 ●● ●●		

- 備考
- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
  - 2 候補者が供託物を没収された場合には、城里町に公費の支払を請求することはできません。
  - 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

【添付書類】

本請求書に次の書類の添付が必要です。

- ビラ作成枚数確認書
- ビラ作成証明書
- 請求内訳書（別紙）

ビラ用

請 求 内 訳 書

ビラ作成枚数確認書の枚数を記載してください。  
※町議 上限枚数 1,600 枚

請求書の金額と一致しているか確認してください。

候補者氏名 城里 太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円 5	枚 1,600	円 8,000	円 7.51	枚 1,600	円 12,016	円 5	枚 1,600	円 8,000	

- 備考
- 1 D欄には、7円51銭と記載してください。
  - 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
  - 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
  - 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

実際に作成した単価、枚数を記載してください。

作成単価(A)と限度額単価(D)の少ない方の単価を記載してください。

作成枚数(B)と限度枚数(E)の少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用ポスター作成費用請求書

城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和4年 2月 ●日

城里町長 様

忘れずに、代表者の印を押ししてください。

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

●町●●番地  
株式会社●●印刷  
代表取締役社長 ●●●●

印

記

1 請求金額 ￥ ●●●●, ●●●● 円

請求内訳書の金額と一致しているか確認してください。  
また、手書きの場合は、金額の頭に「¥」を付けてください。

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和4年2月20日執行 城里町議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 城里 太郎

正確に記載してください。

5 金融機関名、口座番号及び口座名

金融機関名	●●●●●	本・支店名	●●●●●
預金種別	●●	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	●(か) ●●インサツ ダイョウトリツリヤク ●● ●●		
口座名	株式会社●●印刷 代表取締役社長 ●● ●●		

- 備考
- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
  - 候補者が供託物を没収された場合には、城里町に公費の支払を請求することはできません。

【添付書類】

本請求書に次の書類の添付が必要です。

- ポスター作成枚数確認書
- ポスター作成証明書
- 請求内訳書（別紙）

別紙

ポスター用

ポスター作成枚数確認書の枚数を記載してください。  
※町議 上限枚数 113 枚

請求内訳書

請求書の金額と一致しているか確認してください。

候補者氏名 城里 太郎

選挙におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
箇所 102	円 500	枚 200	円 100,000	円 3,569	枚 113	円 403,297	円 500	枚 113	円 56,500	

- 備考 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

実際に作成した単価、枚数を記載してください。

作成単価(A)と限度額単価(D)の少ない方の単価を記載してください。

作成枚数(B)と限度枚数(E)の少ない方の枚数を記載してください。

- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の単価を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

# 契約書見本

(候補者、契約業者等)

※既存の契約書様式があるときは、それを用いて結構ですが、その場合にも契約の一方の当事者は候補者本人で、その申込意思と契約業者等の承諾意思とが明示されていることが必要です。

選挙運動用自動車運送契約書

城里町議会議員一般選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動のために使用する自動車の  
運送について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 車種及び登録番号又は車両番号 \_\_\_\_\_
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで  
( 日間)
- 5 契約金額 円（消費税及び地方消費税を含む）  
(内訳) 1日 円× 日間
- 6 請求及び支払い この契約に基づく契約金額については、乙は、城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、城里町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。  
なお、城里町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。  
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は城里町に請求することができない。
- 7 その他 甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。  
(1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。  
(2) 乙がこの契約にかかる下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにも関わらず下請契約等を解除しなかったとき。  
(3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲 城里町議会議員一般選挙候補者  
氏名 (印)  
住所  
乙 住所  
名称  
代表者 (印)



選挙運動用自動車車両賃貸借契約書

城里町議会議員一般選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動のために使用する自動車の  
運送について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 車種及び登録番号又は車両番号 \_\_\_\_\_
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで  
( 日間)
- 5 契約金額 円（消費税及び地方消費税を含む）  
(内訳) 1日 円× 日間
- 6 請求及び支払い この契約に基づく契約金額については、乙は、城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、城里町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。  
なお、城里町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。  
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は城里町に請求することができない。
- 7 その他 甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。  
(1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。  
(2) 乙がこの契約にかかる下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにも関わらず下請契約等を解除しなかったとき。  
(3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲 城里町議会議員一般選挙候補者  
氏名 (印)  
住所  
乙 住所  
名称  
代表者 (印)

選挙運動用自動車燃料供給契約書

城里町議会議員一般選挙候補者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と  
\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給する機関 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2 供給場所 所在地 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_

3 車種及び登録番号又は車両番号 \_\_\_\_\_

4 契約金額 円 (消費税及び地方消費税を含む)  
(内訳) 単価 1ℓ当たり 円 × ℓ

5 請求及び支払い この契約に基づく契約金額については、乙は、城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、城里町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、城里町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は城里町に請求することができない。

7 その他 甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。  
(1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下「暴力団員等」という。)であると判明したとき。  
(2) 乙がこの契約にかかる下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにも関わらず下請契約等を解除しなかったとき。  
(3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲 城里町議会議員一般選挙候補者  
氏名 ⑩

住所

乙 住所

名称

代表者 ⑩

選挙運動用自動車運転契約書

城里町議会議員一般選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に  
定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する機関 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで  
原則として、毎日 時 分から 時 分まで

2 車種及び登録番号又は車両番号 \_\_\_\_\_

3 契約金額 円（消費税及び地方消費税を含む）  
（内訳）1日につき 円

4 請求及び支払い この契約に基づく契約金額については、乙は、城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、城里町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、城里町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は城里町に請求することができない。

5 その他 甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。  
(1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。  
(2) 乙がこの契約にかかる下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにも関わらず下請契約等を解除しなかったとき。  
(3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲 城里町議会議員一般選挙候補者  
氏名 ⑩

住所

乙 住所

名称

代表者 ⑩

## 選挙運動用ビラ作成契約書

城里町議会議員一般選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり  
契約を締結する。

1 品名 公職選挙法第142条第1項第7号に定める選挙運動用ビラ

2 数量 枚

3 契約金額 円（消費税及び地方消費税を含む）  
（内訳）単価 円 銭× 枚

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払い この契約に基づく契約金額については、乙は、城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、城里町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、城里町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は城里町に請求することができない。

6 その他 甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。  
(1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。  
(2) 乙がこの契約にかかる下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにも関わらず下請契約等を解除しなかったとき。  
(3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲 城里町議会議員一般選挙候補者  
氏名 ⑩

住所  
乙 住所  
名称  
代表者 ⑩

## 選挙運動用ポスター作成契約書

城里町議会議員一般選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり  
契約を締結する。

1 品名 公職選挙法第142条第1項第5号に定めるポスター

2 数量 枚

3 契約金額 円（消費税及び地方消費税を含む）  
（内訳）単価 円 銭× 枚

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払い この契約に基づく契約金額については、乙は、城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、城里町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、城里町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は城里町に請求することができない。

6 その他 甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。  
(1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。  
(2) 乙がこの契約にかかる下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにも関わらず下請契約等を解除しなかったとき。  
(3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲 城里町議会議員一般選挙候補者  
氏名 ⑩  
住所  
乙 住所  
名称  
代表者 ⑩